

# II 実務対応報告32号をどう適用するか 減価償却方法の変更に 関する実務ポイント

PWCあらた有責任監査法人  
公認会計士 富田 真史

## はじめに

平成28年6月17日に企業会計基準委員会(ASBJ)より実務対応報告32号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に關する実務上の取扱い」(以下、「実務対応報告32号」という)が公表された。これは平成28年3月31日に公布された平成28年度税制改正において、法人税法上の減価償却方法について見直しが行われたことに対応し、必要な取扱いを示すことを目的に公表されたものである。本稿では、実務対応報告32号の概要と平成29年3月期決算における適用上の留意点等について解説する。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である。

## 実務対応報告32号の概要

これまで建物附属設備および構築物については、法人税法上、定率法による減価償却が認められていた。平成28年度税制改正では、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備および構築物の減価償却方法について定率法が廃止され、定額法のみとなる見直しが行われた。

この法人税法の改正を受けて、企業が建物附属設備、構築物またはその両方に係る減価償却方法について定率法を採用している場合に、平成28年4月1日以後に取得する当該すべての資産に係る減価償却方法を定額法へ変更するときには、法令等の改正に準じたものとして、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」と

して取り扱う、すなわち、正当な理由による会計方針の変更(企業会計基準24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に關する会計基準」(以下、「企業会計基準24号」という)5項(1))として取り扱われることとなる(実務対応報告32号2項)。

ただし、この取扱いは、従来から法人税法に規定する普通償却限度相当額を減価償却費として処理している企業に限られる。これに該当しない企業による減価償却方法の変更や、建物附属設備、構築物以外の資産に關する減価償却方法の変更については、正当な理由に基づき自発的に行う会計方針の変更(企業会計基準24号5項(2))として取り扱われることになる(実務対応報告32号3項)。

図表1は、実務対応報告32号の適用範囲についてまとめたものである。

(図表1) 実務対応報告32号の適用範囲

取得時期		取扱い
平成28年4月1日より前に取得した建物附属設備・構築物	平成28年4月1日以後取得する建物附属設備・構築物	会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 (企業会計基準24号5項(1))  正当な理由に基づき自発的に行う会計方針の変更に該当するかどうか検討する必要がある (企業会計基準24号5項(2))
法人税法に規定する普通償却限度相当額を減価償却費として処理	定額法への変更	
	定額法以外への変更	
上記以外	定額法への変更	
	定額法以外への変更	

この実務対応報告32号は、公表日(平成28年6月17日)以後最初に終了する事業年度からの適用とされている。なお、法人税法の改正が平成28年4月1日から施行されていること